

## ◎労働基準法の一部を改正する法律

(平成二〇年二月二日法律第八九号)

### 一、提案理由(平成一九年五月二五日・衆議院厚生労働委員会)

○柳澤国務大臣 たいま議題となりました労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

.....(略).....

次に、労働基準法の一部を改正する法律案について申し上げます。

少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、子育て世代の男性を中心に、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、長時間労働を抑制し、仕事と生活の調和がとれた社会を実現する観点から、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、時間外労働に関する見直しとして、特に長い時間外労働を抑制するため、一カ月について八十時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増し賃金率を五割に引き上げること等とし、さらに、労使協定により、法定割増し賃金率の引き上げ分の割増し賃金の支払いにかえて、有給の休暇を与えることができることとしております。

なお、中小事業主については、法定割増し賃金率の引き上げを猶予することとしております。

第二に、年次有給休暇の見直しとして、年次有給休暇を有効に活用できるようにするため、労使協定により、年次有給休暇について五日の範囲内で時間を単位として取得することができることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

.....(略).....

以上が、労働契約法案、労働基準法の一部を改正する法律案及び最低賃金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二〇一年二月一八日)

○田村憲久君 たいだいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するとともに仕事と生活の調和を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、一カ月八十時間を超える時間外労働について、法定割り増し賃金率を二割五分から五割に引き上げるものとするのと、

第二に、年次有給休暇について、労使協定により、五日分は時間単位で取得できるものとする事等であります。

本案は、第百六十六回国会に提出され、継続審査となつていたものでありますが、本日、提案理由の説明の聴取を省略した後、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党より、法定割り増し賃金率を五割に引き上げる規定について、一カ月六十時間を超える時間外労働に適用するとともに、施行期日を平成二十二年四月一日に改める修正案が提出され、趣旨説明を聴取

労働基準法の一部を改正する法律

しました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### ○委員会修正の提案理由(平成二〇一年二月一八日)

○細川委員 たいだいま議題となりました労働基準法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、使用者が一カ月について六十時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割り増し賃金率を五割に引き上げるものとするのと。

第二に、原案において、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日となつている施行期日を平成二十二年四月一日に改めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告(平成二〇年二月五日)

○岩本司君 たいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増し賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとする等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、一定の時間を超える時間外労働に適用される割増し賃金の率の引上げについて、一定の時間を一か月八十時間から六十時間に改める等の修正が行われております。

委員会におきましては、長時間労働是正のための方策、中小事業主に対する猶予措置の在り方、年次有給休暇制度の趣旨、雇用対策の強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表

して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。